

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条及び同法施行規則第11条	一類から三類感染症の患者又は無症状病原体保有者に対する一定の職業への就業制限	指導予防課

一類から三類感染症にかかる医師からの届出を受けた場合、当該感染症のまん延を防止するために必要があると認められるときは、当該患者又はその保護者に対し一定の職業への就業を制限することができる。その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

医師により一類から三類感染症の患者又は無症状病原体保有者の疑いがある者と診断されたとき

処分の対象

就業制限となる職業

- エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱：飲食物の製造、販売、調製、又は取り扱いの際に飲食物に直接接觸する業務及び他者の身体に直接接觸する業務
- 結核：接客業その他の多数の者に接觸する業務
- ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る)、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る)、痘そう、特定鳥インフルエンザ及びペストについては、飲食物の製造、販売、調製又は取り扱いの際に飲食物に直接接觸する業務及び接客業その他多数の者に接觸する業務

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。